

土曜ケアサポート事業のご案内

新宿区では、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、生活介護事業の利用資格を有する方を対象に、土曜日に日中活動の場を提供する「土曜ケアサポート事業」を実施しています。

1 利用できる方

- ・区内に住所を有する生活介護事業の利用者で、日中において介護する者がいないために、見守り等の支援が必要な身体障害者又は知的障害者。（施設入所者は対象になりません）
- ・区内で土曜ケアサポート事業を実施する事業者は、新宿区立あゆみの家（西落合 1-30-10）です。利用定員は1日当たり30名です。
- ・医療的ケアが必要な方も利用できますが、基本的に1日1名の受け入れとします。

2 利用時間等

- ・利用時間：午前10時～午後3時（送迎時間は含みません）
- ・休業日：年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- ・臨時休業日（予定）：あゆみ祭の前日（全館、会場設営で使用するため）

3 提供するサービス内容

- ・日中活動として、集団活動プログラム（創作活動等）を提供するとともに必要な介護を行います。集団活動は、障害程度や行動特性等を考慮して10名程度のグループ単位で行います。
- ・希望者は送迎バスによる通所ができますが、あゆみの家が指定する最寄りのバス停を利用していただきます。
- ・希望者は給食サービスを利用できます。給食は、普通食、柔らか食、刻み食、みじん切り食、ペースト食の5段階で提供します。

4 申請から利用までの流れ

- ①利用相談（あゆみの家以外の利用希望者は、あゆみの家で施設見学と面接を行います。）
- ②利用申請（障害者福祉課で申請を受けます。）
- ③支給決定
- ④地域生活支援サービス受給者証の交付
- ⑤あゆみの家利用申請書をあゆみの家に提出
- ⑥利用承認書の交付
- ⑦利用契約
- ⑧サービス利用

5 利用の際の費用負担等

	区分3	区分4	区分5	区分6
4時間未満	1,600円	1,780円	2,150円	2,530円
4～8時間	3,190円	3,550円	4,300円	5,060円

※生活保護世帯及び区民税非課税世帯の方は無料です。区民税課税世帯の方については、上記の金額の10%が自己負担となります。ただし、区では令和6年3月31日まで、自己負担額を3%に軽減しています。

*その他、給食サービスの費用として、1食あたり370円の食材費の負担があります。

また、季節的な行事やイベントの内容によって、参加費や実費負担が発生する場合があります。

（利用契約の際に重要事項説明書等でご確認ください）

○ 問合せ先

あゆみの家
障害者福祉課支援係

電話 3953-1230
電話 5273-4583